地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 · 市町村分

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入

総括的事項

킽	昏号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	1	(法)	愛媛県 高知県	地方交付税総額の確保	の喫緊の課題に対応するために必要	
	2	(法)		交付税率の引上げによる地 方交付税総額の確保	地方交付税の財源保障機能・財源 調整機能を十分に発揮するため、 「経済・財政運営に必要となる。 会は、対立の他地方ととと合うに、 をでは、その他地方負担額を がでするのは、 がでするのも に、ないでは、 がでするののでは がでするののでは がでするのでは がでする。 は、 がでするのでは がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 がでする。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	一部採用する。  平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
	3	(法)		交付税率の引上げ等による 地方交付税総額の確保	と。 また地方交付税が地方共有の固有 財源であることを勘案し、国の一般 会計を通さない「地方共有税」に移 行するとともに、臨時財政対策債に 依存することなく安定した財政運営 を行えるよう、交付税率の引上げ等	平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	福島県	交付税率の引上げ等による 地方交付税総額の確保	復興事業の推進に加え、将来の突発 的な財政需要に対応するために積み 立てているものであり、基金残高の 増嵩のみに着目した地方交付税の削 減は行わないこと。 地方交付税の財源については、地	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
5	(法)	鳥取県島根県	交付税率の引上げ、歳出特 別枠の維持による地方交付 税総額の確保	地方の財政需要に応じた地方交付 税交付税率の引上げや歳出特別枠の 維持により、必要な地方交付税総額 を確保すること。	一部採用する。  平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分

[ 総括・ 需要・ 収入

総括的事項 ]

\_\_\_\_\_\_

番	号리	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
•	3	(法)	青森県	交付税率の引上げ、歳出特 別枠の維持等による地方交 付税総額の確保	財政力の低い団体ほど地方交付税への依い団体ほどから大地方で付税の依高いではないのないではないなが拡額を増割である。 大地地ののでは、他間ののは、他間ののは、他間ののは、他間ののは、他間ののでは、他では、他では、他では、他では、他では、他では、他では、他では、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他に	平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 • 市町村分

[総括・需要・収入]

番号	· 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(法)	長野県	交付税率の引上げ、歳出特 別枠の維持等による地方交 付税総額の確保	元・充実をすること。 常態化している地方財政の財源不足に対しては、地方交付税法第6条の3に則り交付税率を引き上げ、抜本的に解決すること。	平成30年度においては、一板射源総額についてするも・す自て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分

[ 総括・需要・ 収入 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	富山県	交付税率の引上げ、歳出特 別枠の維持等による地方交 付税総額の確保	は確実に地方に対している。 「1、地方にはできた。 は、   は、   は、   は、   は、   は、   は、   は、	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。 トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。また、トップランナー方式による経費の減額分については、地方団体の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体に還元することとしている。今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたい。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 • 市町村分

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

番号	· 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(法)	広島県	政対策債償還費等の別枠確 保による地方交付税総額の	交付税率の引上げによる地方交付 税総額を確保すること。 臨時財政対策債等の地方債の元利 償還金について、他の基準財政需要 額が圧縮されることのないよう確実 に財源の確保を行うこと。	一部採用する。  平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費、臨時財政対策債の償還金等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。
10	(法)	芬战目	別枠の維持、臨時財政対策 債償還費財源の別枠確保に よる地方交付税総額の確保	付税総額を確保すること。 地域経済の動向等を踏まえた歳出 特別枠を維持すること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。 臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分

[ 総括・ 需要・ 収入

総括的事項

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)		成山特別枠の維持等による 地方交付税総額の確保	地域経済の動向等を十分に踏ま え、地域経済の活性化や雇用・ 設定進のため地方団体が地域の 場合を維持するともに 別枠を維持するともに 事業を含め、高齢化の進関係 事業を含め、高齢化の 関源や臨時財政対策債の 関源や臨時財政計画に必要に 安定的な財政運営に必要な 財源総額を確保すること。	関係費やまち・ひと・しごと創生事業費、臨時財政対策債の償還金等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用
12	(法)			る。単に地方全体の積立基金が増加 している事実のみをもって地方交付	採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。
13	(法)		歳出特別枠の実質的確保及 び算定方法の継続	歳出特別枠の規模を維持するとと もに、算定方法を継続すること。	一部採用する。 歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会 保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機 対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。
14	(法)	愛媛県	歳出特別枠の実質的確保	歳出特別枠の規模を実質的に維持 すること。	採用する。 歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会 保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機 対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 • 市町村分

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

総括的事項

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	5 (法)	長崎県	歳出特別枠の維持・拡充		

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ **総括的事項** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	北海道 鳥取県 島根県 高知県 鹿児島県			以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの 意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な 意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要である。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番	号。改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	7 (法)	鳥取県 島根県	算定・導入に当たって の配慮	て、スケールメリットが働かない地方部に配慮すること。 図書館などの教育機関については、今後導入を進めることがないよう慎重に検討を行うこと。	採用する。     トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。    なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に検討してまいりたい。    また、図書館、博物館、公民館、児童館等管理については、業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとしている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番	号改正事项	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	8 (法)	京都府	一般行政職員給与費の 引上げ	一般行政職員の交付税算定上の給 料単価を、地方財政計画上の給料単 価に引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ **警察費** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	栃群千富福岐静愛三滋京大兵奈和徳香福長木馬葉山井阜岡知重賀都阪庫良山島川岡崎県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	警察官給与費の引上げ	警察官の交付税算定上の給料単価 を、地方財政計画上の給料単価に引 き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

河川費

1	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	20	(法)	大阪府	河川維持管理経費の適 切な算入	に即して適切に算入すること。	採用する。 河川維持管理経費については、平成30年度の単位費用を引き上げ、一定の充実を 図った。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

港湾費

番	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	21	(法)	富山県	国有港湾施設における 点検業務により増加す る維持管理費の適切な 算入	実施により増加する維持管理費を適切に算入すること。	採用する。 港湾施設に係る維持管理費については、平成30年度の単位費用において、実態調査を踏まえ、点検業務等に係る委託費を増額することとしている。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 教育費総括 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	三重県 滋賀県	教職員給与費の引上げ (小学校費、中学校 費、高等学校費、特別 支援学校費)	教職員の交付税算定上の給料単価 を、地方財政計画上の給料単価に引 き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 特別支援学校費 ]

翟	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
;	23	(法)	愛知県 長崎県	スクールバス運行経費 の適切な算入	特別支援学校のスクールバス運行 経費について、地方団体の実態を踏 まえ、適切に算入すること。	採用する。 スクールバス運行に係る経費については、バス運行コースの増加等により経費が 増加している実態を踏まえ、措置を拡充することとしている。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

## [ 厚生労働費総括 ]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	茨城県	保障関係費(地方単独	一体改革の趣旨に沿って、所要の社 会保障関係費(特に地方単独事業で	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成30年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入している。なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。
25	(法)	京都府	消費税・地方消費税引 上げ分の適切な基準財 政需要額への算入	に係る地方負担、社会保障4分野に	は、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成 30年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出 の増分についても基準財政需要額に全額算入している。
26	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る 経費の適切な算入	消費税率引上げに伴う社会保障の 充実に係る経費について、補正係数 を新設すること等により各地方公共 団体の財政需要を適切に算入するこ と。	平成30年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 厚生労働費総括 ]

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	7 (法)		社会保障関係経費の適	後期高齢者医療制度や国民健康保険制度、障がい者自立支援制度に係る経費については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう適切に算入すること。	採用する。 

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	号。改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	法(法)	人 以	政需要額への算入	<b>すめば、降告すどが負別なにづいて、その所要額を基準財政需要額に</b>	

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

**衛生費** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)		に作う栓質の基準財政	住宅宿泊事業法の施行に伴う住宅 宿泊事業者の届出や事業者の監督等 に係る事務に要する経費を基準財政 需要額へ算入すること。	
30	(法)	次拠宗 工 <del>世</del> 目		係る算定額が繰出基準と乖離してい ることから、単位費用及び補正係数	一部採用する。  公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。平成30年度においても、平成29年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

## [ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)		軽費老人ホームに係る	軽費老人ホームに係る補助単価は 在所者数及び施設数に基づくもので あるが、現行では65歳以上人口で需 要額が算定されていることから、実 情に合わせた財源措置に拡充するこ と。	
32	(法)		休陕科蛭派利及に係る  宓度雄正の新記	後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る所要額が適切に捕捉されるよう、給付実績額を反映した密度補正を新設すること。	後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る地方負担分については、従来から基
33	(法)			後期高齢者医療給付費負担金に係 る所要額が適切に捕捉されるよう、 給付実績額を反映した密度補正を新 設すること。	後期高齢者医療給付費負担金に係る地方負担分については、従来から基準財政需

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

農業行政費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(法)	富山県	主要農作物の種子生産 に係る経費に対する単 位費用措置の継続	主要農作物の種子生産に係る経費 に対する単位費用措置を継続するこ と。	採用する。 主要農作物種子法に基づき都道府県が実施することとされていた事務について は、当該事務に要する経費について、平成30年度においても単位費用措置すること としている。
35	(法)	宮崎県		農業行政費に畜産行政に係る財政 需要額を適切に反映させるため、種 別補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、農林業センサスで 把握できる「農家数」を指標として算定しており、新たな補正を設けることについ ては、算定の簡素化にも配慮しながら、引き続き検討していく。
36	(法)	鹿児島県	GAP(農業生産工程 管理)指導等にあたる 職員に係る給与費の適 切な算入	農家等へのGAP指導等に当たる 職員に要する給与費を適切に算入す ること。	

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

林野行政費

番号	· 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	北海道	森林吸収源対策等の推 進に係る経費の算定額 の拡充	用促進等に係る都道府県の果たす役	
38	(法)			有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に 乖離があることから当該経費を適切 に算入すること。	

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

水産行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(法)	鳥取県	漁業者確保対策に要す る経費の適切な算入	いて、埜牛別以而安領に辿りに昇入	採用する。 漁業者確保対策に要する経費については、漁業振興費の農山漁村地域活性化対策 事業において、新規就業等の奨励や後継者の研修等に要する経費を適切に算入して いる。
40	(省)	高知県	数値急減補正の新設	数値急減補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 測定単位の数値減少による基準財政需要額の影響額が小さいこと等から、新たな 補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ **商工行政費** ]

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)		の振替え	から、臨時費目ではなく、通常の費	観光に係る経費については、商工行政費の観光及び物産振興費において算入しているところであり、今後も決算の状況等実態を勘案し、算定していく。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)		まち・ひと・しごと創 生事業費の維持・拡充		一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成30年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。
43	(法)	愛媛県		まち・ひと・しごと創生事業費を 拡充すること。	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成30年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(法)	北海道	面積と相関度が高い経 費の適切な算入 (防災対策や市町村連 絡調整費等の包括算定 経費(面積)への移 行)	現行では包括算定経費(人口)で 算定されている、防災対策や市町村 連絡調整費など面積と相関度が高い と思われる経費を包括算定経費(面 積)に移行すること。	
45	(法)	岩手県	費等の包括算定経費	算定されている、総合事務所費や職 員費の一部など面積と相関度が高い	
46	(法)			負担の実態を踏まえ、適切に算入す	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

**包括算定経費** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(法)		算入及び予見可能性の 確保	ついて、減額の詳細を明らかにして 予見可能性を確保するとともに、減 額を行わないこと。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
48	(法)	香川県	包括算定経費の適切な 算入		一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

## 臨時財政対策債

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(法)		替制度の抜本的見直し、地方交付税総額の	一年成30年度の地方射政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施する。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。
50	(法)	長野県岐阜県		税率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、 地方が安定的な財政運営を可能とす	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

## 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(法)		防味財政が生産の成正	地方財源不足の解消は、地方交付 税の交付税率等の引上げを含めた抜 本的な見直しによって対応し、臨時 財政対策債を廃止すること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
52	(法)	ラリス 一点 一点 一点	臨時財政対策債償還費 の別枠確保、地方交付 税総額の確保	いることを踏まえ、他の基準財政需 要額が圧縮されることのないよう、 償還財源を別枠で措置すること。	一部採用する。  臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

### 臨時財政対策債 ]

番	持号 ē	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
ţ	53	(法)	愛媛県	の別枠確保、地方交付	観を地力特別文)  並なと地力文)  梲	父刊祝楽の句上げについては、国・地方とも巨額の頂務残局や財源不足を抱えて   ハスニトたぜかと 再たる引上ばは雰見ではたいト老えるが 今後トナ六母税総額

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

特例加算

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(法)	東京都	東日本大震災に係る特 例加算額の都に対する 適用の除外	<b>別加質の海田太吟はオスーレ</b>	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分について は、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準 財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の 財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていな いものである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンス トップ特例制度による 減収となる所得税相当 分の補塡措置の導入	ふるさと納税ワンストップ特例制 度により減収となる所得税相当分の 100%補塡措置を導入すること。	以下の理由により採用しない。  ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[都道府県分・市町村分]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

不動産取得税 ]

番	号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
ţ	56	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補塡 債制度の導入	٤.	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 不動産取得税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補塡債制度の対象とはしていない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税

[ 都道府県分 · 市町村分 ]

[ 総括 · 需要 · 収入 ]

地方消費税 ]

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	7 (法)	茨城県	地方消費税における精 算制度及び減収補塡債 制度の導入	地方消貨税について、稍昇制度及  び減収補塡債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補塡債制度の対象とはしていない。